

# とうぎん・もりしんアグリファンド

## とうぎん・もりしんアグリファンドとは

とうぎん・もりしんアグリファンドは、当行営業区域における地域の中核的・先進的な農林漁業法人・食品産業法人・支援法人に対して、出資により長期資金を提供し、農林漁業法人等の対外信用力強化をサポートします。

農林漁業法人等投資育成制度を活用し、東北銀行・盛岡信用金庫・日本政策金融公庫・AGSコンサルティングが出資しているファンドで、正式名称は「とうぎん・もりしんアグリ投資事業有限責任組合」です。

## 支援内容

「融資」ではなく「出資」により、必要な資金を提供します。

出資後は、事業計画の達成に向け、必要な改善提案等を実施していきます。

## 投資対象となる農林漁業法人等

とうぎん・もりしんアグリファンドを利用する際の基本的な取扱い要件は次の通りです。

投資額、投資金の回収方法その他詳細は、投資先様の実情に合わせ個別に対応させていただきます。

項目	内容	備考	
対象者	業種	①農業法人（認定農業者） ②林業法人 ③漁業法人 ④食品産業法人（農林水産物若しくは食品の製造・加工・流通・販売・輸出等を営む法人） ⑤支援法人（①～④の事業合理化・高度化等を支援する事業を営む法人）	・認定農業者になることが確実である法人も利用対象者となります。  ・当行営業エリアに事業所がある農林漁業法人等が対象となります。
	法人形態	・株式会社（特例有限会社を含む）	・合同会社、農事組合法人は対象外
	財務要件	【業種①～③の場合】 ■設立後3年以上の場合 ・過去3期平均経常利益黒字 ・出資後に純資産プラス  ■新設法人（設立後3年未満）の場合 ・設立者の財務基盤が良好 ・事業計画の実現可能性が高いこと ・農業等の技術経験がある者が従事すること等	■設立後3年以上の場合 今後の事業計画により左記内容を満たさなくとも、以下の場合には投資対象となることがあります。  ・経常利益が3期連続で赤字でない。 ・投資の翌事業年度において黒字になることが見込まれる。 ・投資後5年以内に債務超過の解消が見込まれる。
		【業種④～⑤の場合】 ・事業計画の実現可能性が高いこと ・当該事業に関する実務経験がある者が従事すること等（設立後3年未満の場合）	
	その他	・既往借入金の延滞がないこと ・複式簿記により会計を行っていること	
1 投資先当たり投資上限	原則として2,000万円以内		
発行株式の種類	・普通株式 ・種類株式	社内議決権割合に影響ない、無議決権株式での発行も可能。	

# とうぎん・もりしんアグリファンド

## 農林漁業法人等から見た「出資」の商品特性

### 出資とは

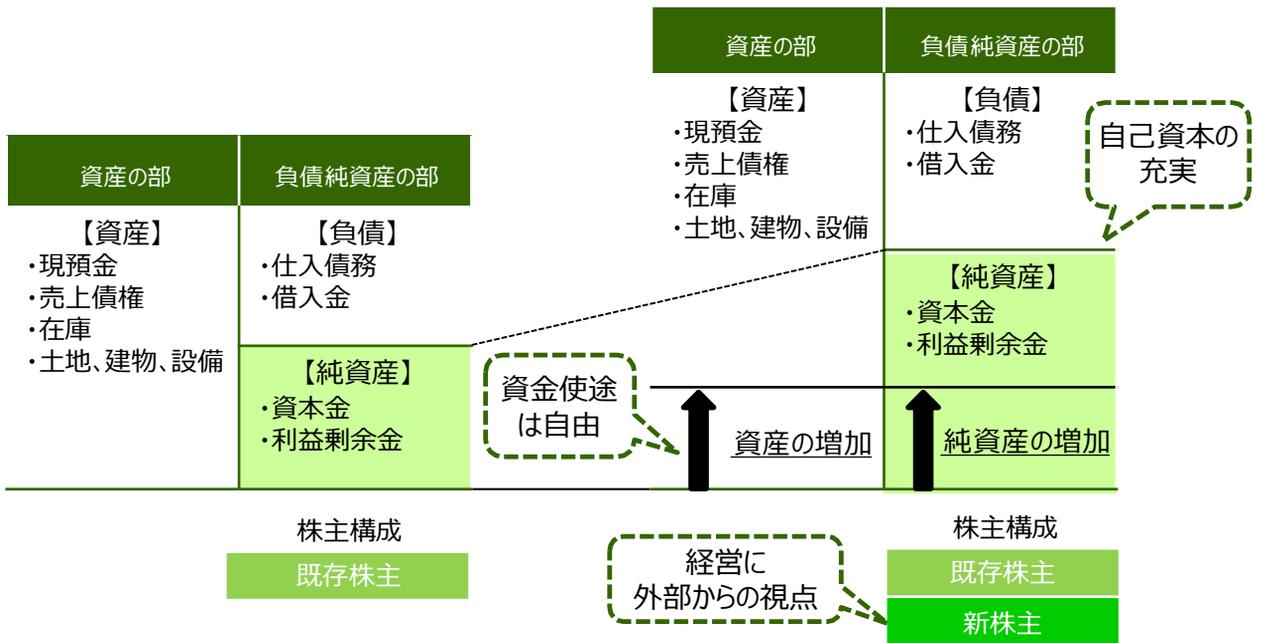
資金調達には、「融資」以外に「出資」という手法もあります。

特に増資の場合、自己資本の充実を図りつつ、定時返済が不要な資金を確保できる特徴があります。

また、経営外から出資（株主）を受け入れることで、外部からの目で経営を見直す機会を得ることができます。

### 【出資前後の貸借対照表の変化（イメージ）】

«出資前» → «出資後»



### 連絡先